

障害を持つ児童と幼稚園教育の在り方に 関する一考察

——保育関係者および保護者の面接調査を通して——

石 岡 由 紀

問題の所在と研究課題

1989年は、子どもの権利の見直しを地球的規模で行なった国際児童年（1979）から10周年、国連において「児童の権利宣言」が採択（1959）されてから30周年にあたった。その年、国連総会で人類史上はじめて子どもの人権に関する国際条約となる「子どもの権利条約」が採択された。

わが国においては、国連総会で採択されてから5年後の今年（1994）3月、国会においてようやく批准承認案が可決されたのである。

これにより、今までとは違った子ども観、教育観が確立されていくことを、幼児教育関係者の一人として期待するところである。またそれに伴い、障害を持つ児童の保育環境が、今以上の理解と推進をもって大きく改善されることを期待したい。

前年度における『児童教育学研究』第13号では、「統合保育の現状と課題——神戸市における障害児保育の変遷を中心にして——」として、近年一応の発展を遂げてきたといわれる神戸市の障害児保育の変遷を通して、分離保育と統合保育が共存する背景を考察した。

同市における障害児保育は、専門療育の必要性を認め、特殊教育諸学校幼稚部または、通園施設を整備するという、分離保育の形態をとってきたといえる。1960年代を迎える頃より、障害を持つ児童に対する保育の必要性が問われ始めたものの、彼らを受け入れる公的施設は皆無に近い状況であった。そのような状況の中、1964年の中央児童福祉審議会第二次中間報告にある「治療的な指導

を行なうことのできる特別保育所を設置するように検討する必要がある¹⁾」との指摘を受け、神戸市は専門療育機関の充実を図る施策をとったのである。

一方、中央児童福祉審議会は1973年「多様化する保育需要」の一つとして「心身障害児の保育」をとりあげた。そこでは「障害児に対する一般社会の理解、早期発見、早期指導の施策が向上してきたことに伴い、障害の種類と程度によっては障害児を一般の児童と隔離することなく社会の一員として、むしろ一般の児童とともに保育することによって障害児自身の発達が促進される面が多く、また、一般の児童も障害児と接触する中で、障害児に対する理解を深めることによって人間として成長する可能性が増し、そのことがまた、福祉の理念の涵養する面が多い²⁾」と統合保育に関する社会的要請が高まっていることを指摘したのである。

また、1982年の「心身障害児にかかる早期教育および後期中等教育の在り方³⁾」でも、地域での統合保育を推進する方向が明らかにされるようになった。ただ、その対象となると、中央児童福祉審議会答申によると「障害の種類や程度による」であり、特殊教育研究調査会協力者会議報告では「障害の比較的軽い者」であった。つまり、現状の保育現場に比較的同化することが可能と考えられる幼児の入園は認められるようになったものの、現状の保育になじむことが困難だと思われる幼児に関しては、幼稚園での保育が適切ではないという考え方方が存在しているものと考えられるのである。

これら答申や報告を受け、神戸市においては、専門療育施設の充実施策をとる一方、統合保育に対する教員の加配や、就園に対する助成金を交付する施策をとっていったのである。その結果、地域の幼稚園で保育を受けることを希望するケースが増加し、その受け入れに対する門戸が広くなったことは事実であるといえる。

しかしながら、上記したように、その対象となるのは、「障害の程度の比較的軽い者」ということが、暗黙の入園基準となってしまっていることは否めない事実であるといえよう。

神戸市における障害児保育は、一面的には障害を持つ幼児のニーズに応じた

施策であったと考えられる。しかしながら、分離による施策の充実を図ったことにより、地域の幼稚園でいわゆる健常児とともに保育を受けることを希望した場合、専門療育機関と比較すると、設備や人的サービス面において不十分とされる幼稚園での受け入れは、困難ではないかと危惧されるというマイナス面がクローズアップされることになってしまっているようである。

障害を持つ幼児が、いわゆる健常児とともに保育を受けることに関する意義が認められるようになって20年がたとうとしているにもかかわらず、それに対する施策が未だ不十分であるのは、いかなる理由によるものであろうか。

浦崎（1990）は、保育者の障害児保育に対するソフト的機能の充実を認めている⁴⁾。しかしながら、障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けることができない状況が存在するのは、その設備や、人的サービスの不十分さによるものだけなのであろうか。

果たして、我々の意識の中に、障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けることを困難にする要因となるものは存在していないのであろうか。

その要因が存在するため、障害を持つ幼児が健常児とともに保育を受けることの意義が認められながらも、障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けるために必要だと思われる施策の充実が現状以上に推進されていかないのであろうか。

そこで、本稿では、幼稚園関係者、障害児保育関係者、および保護者の意識の中に、障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けることを困難にする要因となっているものが存在するのか、否か。また、存在するとすれば、いかなる意識がその要因とかかわっているのかということを検討すべく、「障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けることについて」という質問を、対象者である幼稚園関係者、障害児保育関係者、および保護者に、非指示的面接法にて調査を試みた。

なお、本稿では、その課題設定の理由から、数グループに分類された結果の中の特に、「幼稚園教育の在り方に関する問題」に焦点をあて、考察することとした。

方 法

(1) 調査方法………面接法（非指示的面接法）

神戸市内において障害を持つ児童の保育に携わっている関係者および保護者に対して面接調査を行なった。

面接法は、質問紙法のような調査対象まかせの回答よりも、調査対象との対話を通じて質問に対する回答を得た方が、より正確で信頼をおく回答が得られるという発想から発達した資料収集の技術⁵⁾である。

本稿においては、特に「書き言葉では追求することのできない意見を理解するため⁶⁾」また、「被調査者が、自分の思うままに、想念の世界をさまようことができるため、複雑な社会状況や出来事の深層をとらえるのに非常に役立つ⁷⁾」という観点から面接による調査を行なうこととした。

面接は、まず「障害を持つ児童が幼稚園で保育を受けることについてあなたの意見をお聞かせください」と質問し、対象者の経験談や意見を聴取した。

なお、面接による調査結果は、K J法により分類した。

(2) 対象

所 属	職 種	人 数
神戸市内の市・私立幼稚園関係者	教員・園長・設置者	15名
神戸市立通園施設職員	指導員・保母・園長	12名
神戸市内の市・私立幼稚園に在籍した障害児の保護者		8名
その他障害保育関係者	指導主事・心理判定員・通級学級担当 教員・大学教員	10名
	計	45名

結果と考察

KJ法により分類した結果、「単位化」された事項は82種であった。また、それら単位化された事項を「小グループ編制」した結果、12グループに分類することができた。その小グループ編制のグルーピングを行なった結果、ほぼ、3グループに分類することができた。

その結果は「幼稚園における障害児保育の問題点」「障害を持つ幼児が幼稚園に在籍することの利点」「今後の障害児保育に対する提言」と項目付けることができた。

特に、「幼稚園における障害児保育の問題点」は、さらにそのグループを4つに分類し考察することとした。その項目と主な内容は以下の通りである。

障害児保育関係者および保護者に対する面接結果

項目	主な内容
幼稚園における障害児保育の問題点	表1, 2参照
幼稚園に在籍することの利点	2, 3参照
今後の障害児保育に対する提言資料	

表1 幼稚園における障害児保育の問題点

項目名	主な内容
担当教員に関する問題	教員加配、1クラスの園児数、担任数について等 (資料1参照)
施設・設備、行政施策に関する問題	相談機関、各機関間連携、通園施設の役割措置判断について等 (資料1参照)
専門性に関する問題	専門家との連携、訓練、個別指導、障害理解、通級制度について等 (資料1参照)
幼稚園教育の基本に関する問題	表2参照

なお、本稿においては、その課題設定の理由から「幼稚園における障害児保育の問題点」中の、特に『幼稚園教育の基本に関する問題』（表2）を中心に考察・検討することとし、その他の結果（表1の詳細）は資料として提示することとした。

表2 幼稚園教育の基本に関する問題

幼稚園関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育に参加しないことまたはさせることへの不安がある ・言動面における逸脱が大きい ・効果的に能力を伸ばすことができないのではないか ・集団に参加する意志がない幼児は幼稚園にくる意義あるのか ・せっかく幼稚園にきたのだから集団に入ってほしい
通園施設職員	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育への参加は負担が大きすぎるのではないか ・発達の保障が望めない場合がある ・障害児を受け入れることをあたりまえのこととしてとらえていない
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育に参加しないことまたはさせることへの不安がある ・集団に入れないと疎外感を味わった ・他児と比較し落胆することがあった ・ある程度の順応性を要求された
その他障害児教育関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育への参加は負担が大きすぎるのではないか ・障害の程度や種類によって向き、不向きがある ・受け入れ体制に不安がある

表2に示した「幼稚園教育の基本に関する問題」については、さらにこれらの項目を、「主に行事や保育への参加に関して」「主に障害の種類や程度に関して」「主に幼稚園教師の専門性に関して」「主に集団の捉え方に関して」と、4つに分類することができた。以下、その分類結果にしたがって述べることとする。

＜行事や設定保育への参加に関する問題＞

各対象者群から共通に出された意見としては、「行事や設定保育に参加しないこと、または参加させることに対する不安」に関するものであった。ここで問題にされている行事とは、運動会や発表会といった特別に、集団演技等を保護者に披露する場面のことであるが、それに参加することを拒む幼児について出された意見であった。本来、運動会や発表会といわれるものは、日頃の保育の延長上になくてはならないものである。しかしながら、その実態は、運動会や発表会に向けて日頃の保育内容を設定するという主客転倒した現状が多いものと思われる⁸⁾。行事が本来意図するものは何なのか。また、その意図するところは、現状の幼児の生活体験にとって必要なものであるのか。いいかえれば、以前からの慣習となっているからという理由だけで、何の疑問を持つこともなくその行事を執り行ってしまっているということはないのだろうか、ということである。行事本来の在り方を問うこともなく、それに参加する、もしくはしないという幼児の態度だけを問題にしてしまうその短絡的なものの見方に、現状の幼稚園が持っている教育観が集約されているように思われる。

一方、日常の保育場面でも、教師が設定した保育に参加しないことが問題にされている。現幼稚園教育要領は、旧幼稚園教育要領の下、取り組まれてきた教師指導型の保育を批判する形で改訂されたともいわれている⁹⁾。もちろん現教育要領が、幼児教育に関して万能なものでないことは、当然のことである。しかしながら、元来子どもは未熟な者であり、おとなである教師が正しい方向に教え導くものであるという関係¹⁰⁾に疑問が持たれ始めている¹¹⁾ことを表した結果として見るならば、一定の評価が得られるものであると考えられる。

ところで、教師指導型保育¹²⁾とはいがなる保育なのであろうか。教師指導型保育とは、この年令の子どもには、この内容が適切であろう。この時期にはこの教材を提供して、この遊びを展開させることが望ましいであろうと、教師が日々の保育を設定し、子どもは、その提供された遊びをこなしていくというものである。いわゆる設定保育がその最たるものであるといわれているが、その他、自由保育と命名されている保育の中にあっても、同じ発想の上に成立しているものが存在しているものとも考えられる。たとえば、田中は『幼稚園教育はどう変わらのか』の中で「長年慣れ親しんできた教師指導型の方法論から抜け出すのは、容易なことではないというのが、現実ではあるまいか¹³⁾」とし、コーナー保育の例をあげて次のように述べている。「子どもは毎日、園にくると、自分の好きなコーナー活動にとりかかるのである。一つのコーナーにあきると、次のコーナーが用意してあり、子どもは自然にそちらの方へ移動していき、一定の時間集中して遊ぶようになっているのである。子どもは自分のやりたい活動を、自分で自主的に選んで取り組んでいく、という形式なのである。教材主義的発想が根底にあり、子どものためのコーナーを決定し、精選して、用意するのは教師であることは一向に変わりはないのである¹⁴⁾」として「そこには教師の一方的な思いあがりがみられる¹⁵⁾」と指摘している。

これらの考え方は、子どもの発達の道すじはみんな一緒であり、同年令の子どもたちは、みんな同じことができるのだ、ひいては、同じことができなければならぬという固定観念の下に成立しているものと考えられる。いいかえれば、子ども一人一人は違う個性を持つものであり、十把一束的にとらえるべきではないという保育者としての基本的な姿勢が欠如しているのではないだろうか。

教師指導型保育の欠点は、教師の持つ発達観や、子ども観によって、その方向性や道程が規定されてしまい、その主流からはずれた言動をする幼児は、その教師の求める望ましい幼児像に合うように矯正されたりまた時には、その保育現場から排除されるということにもなりかねないという危惧が免れないという点にあると思われる。

この教師指導型保育の下、いわゆる健常児といわれる幼児たちは、今まで抵抗、逸脱することなく教師の指導のままに保育を受けてきたという経緯がある。しかしながら、幼児の中には、その指導方法における集団に参加しない者が出でてくる。これはいわば当然のことであるのだが、教師の意識の中に、みんなと同じ言動をしない、またはできないことは問題である¹⁶⁾という、幼児を一括一束的にとらえてしまうという考えが存在しているために、その子どもは問題児としてラベリングされてしまい¹⁷⁾上記したように、矯正または排除されるということがおこってくるのである。

「行事や設定保育に参加させることに関する問題」は、まさに、幼稚園教育が教師指導型保育の下に行なわれるものであるという錯覚の上に成立した考え方であると思われる。この意見が今だに見られるということは、現状の保育現場に、まだ、旧幼稚園教育要領時代の教育方針が根強く残っていることの現れであると考えられる。

保護者の意見の中に「集団に入れなくて疎外感を味わった」というものがあつたり、幼稚園関係者の中に「集団に入る意志のない幼児は、幼稚園教育を受ける意義がないのではないか」という疑問を抱いているということは、現状の幼稚園現場において、みんなと同じことをしなければ、またできなければいけないという固定観念が定着しているためであろうと思われる。

現幼稚園教育要領においては「幼児一人一人の特性に応じた¹⁸⁾」保育の展開が必要であると述べられているのである。幼稚園が、幼児一人一人の特性に応じた保育を保障する場であるならば、行事や設定保育に参加すること、もしくはしないことは、それほど大きな問題ではないはずである。行事や設定保育に参加する、しないを問題にする前に、なぜ参加しようとするのか、その理由を探る努力が必要であろう。また、その理由を子どもの問題としてだけとらえるのではなく、その保育内容を遂行する必然性について、今一度考慮する姿勢が、幼稚園教諭に望まれる専門性として必要な要素ではないかと思われる。

<障害の種類や程度に関する問題>

障害児教育関係者の意見の中に「障害の種類や程度によって幼稚園生活は向き、不向きがある」という意見が見られた。これは、上記した行事や設定保育への参加に関する問題とも深くかかわるものであると考えられるのであるが、設定保育に参加させることは、負担になるのではないか、という配慮は、当然のことながら全幼児に対して考慮されるべき問題である。設定保育に参加するとかしないという問題は、元来障害の有無に寄与するものではないはずである。同じように幼稚園という集団生活の場にもし、適さない幼児がいるとすれば、それは障害の有無や障害の程度などの障害児という枠で語られるべき問題ではないはずである¹⁹⁾。障害を持つ幼児の中には、不適格だと思われる幼児がいる可能性はある。ただし、その可能性は、障害を持たない幼児にもあるはずである。まわりのおとなは、適していると考えていても、本人が適していないと考えている場合があるかもしれないし、あるおとなは適していないと考えていても、本人は適していると考えている場合もあるかもしれない。それは障害があるから、または重いからという問題ではないのではなかろうか。つまり、ここでの問題は、誰がその適・不適を決定するかという点にある。たとえば、ミトコンドリア筋症で人工呼吸器をつけた平本歩ちゃんは、あるおとなにとっては、通常保育に適さないと判断された幼児であった。しかしながら本人は、新しくふみきった環境の中で、彼女なりの生活を営んでいるのである²⁰⁾。彼女の保育生活について、その適・不適を誰がどのように決定することができるというのであろうか。

このような基本的な考えが考慮されることもなく、「障害の種類や程度による向き・不向き」が云々されることには大きな問題があると思われる。

ある幼児一人の問題を障害児という枠でとらえられ、問題が簡単にすりかえられてしまうということは、社会心理学でいうところの「ステレオタイプによるカテゴリー化²¹⁾」がなされたことである。中川は、そこに偏見と差別の心理学的メカニズムの存在することを指摘している²²⁾。

これらの問題には、障害児・者差別の根源が潜んでいるように感じられるの

である。

幼稚園教育を受ける対象となるのは、3歳児から就学前の幼児すべてである。つまり、障害を持つ幼児は、障害を持っているという事実は否めないものの、その前に一人の幼児であるという事実を今一度、認識する必要があるのではないか。

＜幼稚園教師の専門性に関する問題＞

幼稚園関係者および通園施設職員から「幼稚園では、効果的に能力を伸ばすことができないのではないか」また「発達の保障が望めない場合がある」との意見が出され、その理由として、「幼稚園教員に障害児保育の専門的知識（障害の種類や特性に関する知識）が欠如している」ということがあげられた。この意見に関しては『能力』とは何なのかまた『発達を保障する』とは如何なることなのかという疑問が出てくる。能力、発達とも一面的な側面でとらえることは不可能であると考えられる。浜田は「従来、発達といえばただちにそれは能力の発達を意味していました。たとえば歩けない子どもが歩けるようになるのは歩行能力の発達であり、しゃべれない子どもがしゃべれるようになるのは言語能力の発達でした。そのような能力の観点から捉えたとき、発達には当然一本の筋道が考えられることになります。ところが、考えてみれば、個体をその能力の観点からみる個体能力論は、子どもの作りあげる生活世界の抽象的一部にすぎないのです。個体は単にその能力、特性、あるいはその発達の遅速で特徴づけられるものではなく、その能力、特性でもってどういう生活の世界をつくりあげていくかによってこそ、その特徴を浮かび上がらせることのできるものなのです²³⁾。」と指摘し、その多様性について述べている。この考え方方に立って今一度『発達を保障すること』や『能力を伸ばすこと』を考えてみると、その多様さはいうまでもなく複雑きわまりないものであり、簡単に説明のできるものではないことのようである。

上記した例にあるように、歩けない子どもが歩けるようになったり、しゃべれなかった子どもがしゃべれるようになったりすることの遅速だけを能力の発

達としてとらえるのであれば、あるいは、幼稚園教師に障害児保育に関する専門的知識が欠如しているということが問題にされることがあるかもしれない。しかしながら、子どもが様々な能力を身につけ成長発達するということは、もっと複雑で多様なことのようである。

つまり、専門的知識を持つ者がかかる方が、能力が伸びるのではないか、また効果的に発達するのではないかと考えることは、あまりにも短絡的なものの見方であったのではないだろうか。

また、専門性とは、専門的知識を持っているということだけではないと思われる。つまり、専門的知識を持っている者であっても、その幼児とコミュニケーションを持つことができなければ、その後のかかわりにおいて、それ以上の展開は望むことはできないものであると考えられる。

かかわりを創ることが保育者の専門性の中核であるといわれている²⁴⁾。障害を持つ、持たないのいかんにかかわらず、幼児とかかわるということに関しては、保育者自身保持しておかなければならない専門性である。それを、障害児保育に関する専門的知識の欠如を理由に、障害を持つ幼児とのかかわりを放棄することは、保育者としての専門性に欠ける言動であり、保育者として怠慢であるといえるのではないだろうか。

かかわりを創るところから見えてくるその幼児の特性に気付くことが幼児の持つ能力を伸ばすことの手がかりとなるのではないだろうか。

幼稚園では、効果的に能力が伸ばせないとすれば、それはどういう能力で、どうすればそれを伸ばすことができるのだろうかということを考えることも幼稚園教師の専門性の一つであると考えられる。

幼稚園教育が真に「環境を通して行なわれる」ものであるとするならば、いかなる理由があるにせよ、その環境の一部である教員が²⁹⁾、一人の人間を排除することはあってはならないものである。

そのためには、一人の幼児を他児と比較するのではなく、その幼児自身の特性としてとらえるという教育観が必要となってくるのである³⁰⁾。

<集団のとらえ方に関する問題>

幼稚園関係者から「せっかく幼稚園にきたのだから集団に入ってほしい」という意見がきかれた。これは、教師として当然持つであろうと思われる希望であろう。しかしながら、集団に入ってほしいという願いは往々にして、集団に入れなければならないという、希望から使命感に変わってしまうことがある。そして、それが使命感に変わってしまった時、幼稚園教師の指導は、その幼児に集団への同化を強いることになってしまいかねないのである。

幼稚園現場で、こんな場面に遭遇することがある。多くの子どもたちに混ざって、障害を持つといわれている幼児が砂場で遊んでいる。ある時は、他児とかかわりながら、ある時は一人夢中に砂を掘ったりして一心に遊んでいる。どこででも見られる光景である。ただ、その幼児は、クラスの子どもたちが部屋に入ってしまっても一人、砂場から離れようとしない。集団に適応することができない問題児なのである。しかしながら、それは、おとのの考える集団イメージによって作りだされた問題児なのである。つまり我々おとなは、集団というとあるクラスや年齢群をイメージしてしまうのであるが、それは、あくまでもおとなが便宜上作り上げた集団でしかないのである。例えば、もう少し前の時間、クラスの子どもたちが園庭で遊んでいた時には他児とかかわることもできていた幼児である。その時にその光景を見たおとなは、その幼児を集団に適応することが困難な幼児としてとらえることはないだろう。事実は、我々おとながイメージする便宜上の集団に適応することが困難であるということだけである。

我々おとなが便宜上作り上げた集団に参加しないからといって、この幼児は集団参加が困難であり、集団に参加する意志がないとして、幼稚園にいる意義がないということがいえるのであろうか。おとのの要求することを他の子どものようにある意味では素直にきかない幼児であり、ことばの獲得に遅れがあるのも事実である。しかしながら、他の子どもと同じ時間や場を共有し、少なくともその間は、その子どもたちと何らかのかかわりを持ち、何よりも喜んで幼稚園にやってくるこの幼児に対して、もっと能力を伸ばせる場所とは果たして

どこにあるといえるのであろうか。

特定の人にしっかりと気持ちを結びつけることが、子どもの発達の絶対条件であるといわれている。³¹⁾³²⁾そのためには、障害の種類や特性をどの程度知っているかという専門的知識だけではないことはいうまでもない。それより重要なものは、かかわりを創るという保育者の専門性の中核をなす部分ではないかと考える。

長年にわたり、課題解決が望まれながら、その遂行がなされることがなかつた幼稚園における障害児保育の問題点について、それを困難にしているものが、保育関係者または、保護者の意識の中に存在しているのか否かを検証することが、本稿の目的であった。

現状の幼稚園現場は残念ながら、上記したような問題点をまだ数々抱えているようである。

教師が主導権を握り、幼児をある望ましい方向に向かって導いていくという幼稚園教育の在り方から、幼児の自発的な活動の様子をじっくり観察することができる教師が、幼児の生活環境の中の重要な位置を占めその信頼感の下³³⁾に幼児自ら何かを体得していくという幼稚園教育の在り方が今一度熟慮されなければならない時期にきているように思われる。

みんなと同じことをすることが要求されるのであれば、そこに適さない幼児が存在するのは当然のことである。そして、現状に同化することができないのならば、その子どもに応じた施設で保育を受けることがその子どものためであるという考えも成立するであろう。しかしながら、同化するか排除されるかの選択が迫られる場が、果たして、本当に幼児教育の場として適切であるといえるのであろうか³⁴⁾。大きな疑問の残るところである。

幼稚園が、みんなと同じことをしなくとも、また、同じことができなくとも排除されることがない場であれば、どのような子どもであっても幼稚園での保育を受けることは可能になるはずである。そうなると、その子どもに応じた必要なサービスは提供されるようになるものと考えられる。現に、通園施設等、専門療育機関は、どのような子どもたちを受け入れてもある程度の対応がとれ

るシステムが保障されつつあるのである。

結語

障害を持つ幼児が地域の幼稚園において保育を受けることに関する意識は、ほぼ定着しつつあるように思われる。

障害を持つ幼児にとっても、障害を持たない幼児にとっても、一緒に育つ経験を持つことには、それなりの意義があることは、誰もが認める見解であろうと思われる。

幼稚園に行くことで、地域のお友だちができたことや、理解者が増えたことは、障害を持つ幼児やその保護者にとって、今後その地域で生活していくことを考えると大きなメリットになるに違いないと思われる。

また、障害を持たない幼児にとっても、自分とは違う部分を他人は持っているのだということを知り、それを認めることができるようになる環境は必要であることはいうまでもない。

しかしながら、現状の幼稚園現場は、障害を持つ幼児を受け入れるにあたって、様々な課題を抱えている。そのため、地域の幼稚園で保育を受けることを希望していても、そのサービスを受けることができない幼児が存在しているのは事実である。

上記した事が、今なお幼稚園教育現場に存在している要因について考察することが、本稿の目的であった。

現状の幼稚園現場が、障害を持つ幼児にとって不適切な環境ではないかとされる要因として「教員加配の問題」「1クラスの幼児数の問題」「専門機関との連携の問題」「施設・設備の問題」等ハード面に関する課題が取り上げられることが多い。

一方、浦崎（1990）が、保育者の障害児保育に対するソフト的機能の充実を認めていることは前述した。なるほど障害を持つ幼児が健常児とともに保育を

受けることに関して、異議を持つ保育者は今や、数少ないものと考えられる。今回の調査において対象者となった幼稚園教師の中にも、障害を持つ幼児が健常児とともに保育することを拒んでいる者はいないものと考えられる。しかしながら、現状の幼稚園における保育実態が、教師指導型保育でしかなく、子どもを十把一束的にしか捉えられないというものであるならば、それに同化することが困難な幼児は、謀らずともその場から排除されるという現実が、存在してしまうのである。

本稿においてふれた内容は、「障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けることについて」非指示的面接を行ない、その中で得られた結果のごく一部である。障害を持つ幼児が幼稚園において保育を受けることを困難にしていると思われる要因は、その他にも上記したようなハード面における不整備等、数多く指摘されたことはいうまでもない。しかしながらその要因の中に現在我々教育関係者があたりまえのように感じてしまっている歪んだ子ども観や教育観、いいかえると、幼稚園教育の在り方そのものに関する問題が、少なからず影響をあたえているように思われる所以である。

倉橋は、その著書の中で幼稚園とは「小さい子どもを集めて教育するところであるということの意味を、何か外から子どもに教えたり、あるいは子どもを特別なものに育て上げたりするところだという意味に解しては非常な間違いであります。無理に子どもを何かにこしらえあげてしまおうとするには決してしないのであります³⁵⁾」と述べている。

障害を持つ人や幼児に対する意識の変革が求められるようになって久しい。学校や職場においてもそのスローガンは日々、口にされているものと思われる。幼稚園においても、しばしば問題にされることがある。

しかし、倉橋のいう幼稚園とは、「障害を持つ人を差別することはいけないことだ」ということをことばでもって教えるところではなく、幼児自らの感性によってとらえ、身につけていくところなのである。したがって、幼稚園全体が障害を持つ幼児をどのようにとらえ、どのように接しているかということが、

非常に大きな要素となってくるのである。つまり、幼稚園がどのような幼児であっても排除することなく、一人の人間としてその人格を尊重する姿勢をとることこそが、幼稚園における人権教育の在り方であり、その基本とされる「環境を通して行なわれる保育」が真に遂行されることになるのではないかと考えられる。

宮崎は「『どうすれば障害児がいきいきと生活できるのか』という視点だけでは、ほとんど先は見えてこない。健常児と呼ばれる子どもたちが、いきいきと豊かに生活できる状況を創りだすことがなければ、どうしてひとり障害児だけがいきいきとできるものか³⁶⁾。」と述べている。

障害を持つ幼児の保育に関して、否、すべての子どもの教育に関して我々教育関係者の担う役割の大きさを感じずにはいられない。

1994年は、日本において、「子どもの権利条約」が批准、そして発効された年であった。

《註》

- 1) 中央福祉審議会保育制度特別部会第二次中間発表報告『いま保育所に必要なもの』
1964年
- 2) 中央児童福祉審議会中間答申『当面推進すべき児童福祉対策について』1973年
- 3) 特殊教育研究会調査会協力者会議報告『心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方』1982年
- 4) 浦崎源次ら「保育所における障害児保育の研究」保母養成研究年報 第7号
1990年 p. 23
- 5) 岡田至雄『社会調査論』ミネルヴァ書房1974年 p. 128~p.147
- 6) P. H. マン『社会調査を学ぶ人のために』世界思想社 1982年 p. 135
- 7) 同上 p. 135
- 8) 奥田らは、運動会や展覧会などの園行事の在り方について「これらの行事は、父母に見せることもねらいの一つとなるため、ともすれば幼児の興味や関心とかけ離れ

た方法や内容に陥りやすい」と指摘している。

奥田真丈ら『新幼稚園教育要領の解説と展開』教育出版 1989年 p. 85

- 9) 大場は、現幼稚園教育要領がその基本理念として幼稚園教育は環境を通して行なうものであるということを明確化したことについて「『環境を通して行なうもの』という言葉は、これまでの教育があまりにも教師指導型になっていた傾向に対する反省に基づいて、子どもの自発的・主体的な活動を中心に子ども自身の育ちを見つめ、見通して、支えていく教育の姿勢を打ち出している」と述べている大場牧夫『新・幼稚園教育要領 環境』ひかりのくに 1990年 p. 10
- 10) 田中は「日本の教育界を支配してきた『教え』『指導する』ことだけを優先させる傾向が幼稚園界においてもその傾向性をもってきたことは否めない」とし、「子どもというのは、不完全であり、未成熟であるから、指導によって不十分なところを埋めてやり、ゆがんでいる部分や突出しすぎている部分を直してやらなければならないという指導観が存在している」と指摘している。
田中未来『幼稚園教育はどう変わるのか』明治図書出版
1989年 p.66～p. 68
- 11) 増山は「前文および全10条からなり従来の『児童の権利宣言』は全体として、子どもが有している権利と自由が社会的に保護され、子どもは大人によって養育されるという観点で規定されているのに対して、『子どもの権利条約』では、子ども自身の権利行使による自己決定、意見表明、市民的自由の拡大と社会参加の保障が積極的に位置づけられている。<保護・養育の対象としての子ども>から<社会参加による権利行使主体としての子ども>への<子ども観>の発展」としてとらえている。
増山均「『国連・子どもの権利条約』と現代日本の児童問題」日本福祉大学研究紀要 82号 43 1989年 p. 45～46
- 12) 田中未来『幼稚園教育はどう変わるのか』明治図書出版 1989年 p. 66～p. 71
- 13) 同上 p. 74
- 14) 同上 p. 75
- 15) 同上 p. 75
- 16) 内田は「幼児期は個人差が極めて大きい」とし、「保育者のつもりやコース『こうあるべきだ』『ねばならぬ』に子どもをはめ込むのではなく、子どもの現実に保育者があわせていくのである」と述べている。
内田伸子ら『子ども時代を豊かに』学文社 1986年 p. 160
- 17) 田中は指導優先型保育の1パターンとして「与えられた『餌』を喜んで食べない子どもは『ダメな子』『手のかかる子』というレッテルをはられることになる」と述

べている。

田中未来『幼稚園教育はどう変わらるのか』明治図書出版 1989年 p. 67

- 18) 幼稚園教育要領 第1章 総則『幼稚園教育の基本(3)』において「幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導を行なうようにすること。」とある。

幼稚園教育要領 1989年

- 19) 堀は「わたしたちが働きかける対象は、『障害児』たちでもなく『自閉症児』たちでもない。『障害児』といわれようが『健康優良児』といわれようが、いま働きかけようとする対象は、現に目の前にいる固有名詞で呼ばれる一人の子どもなのである」と指摘している。

堀智晴ら『子どもの権利と幼児教育』川島書店 1976年 p. 165

- 20) 平本は「たとえ人工呼吸器をつけていても、在宅はもちろん保育所や小学校に通うことも可能です。にもかかわらず経済的理由や支援態勢の問題などで在宅可能な子どもたちが在宅できず、一生を病院の中で過ごさなければならないことは、より人間らしく生きるという基本的人権にかかわる大きな社会問題だと思います。」として歩ちゃんの入園に関する取り組みを記している。

平本弘富美「保育園で共に生きる」季刊福祉労働 No.50 1991年

- 21) 中川喜代子『人権学習を創る 偏見と差別の社会心理学』

明石書店 1989年 p. 80

- 22) 中川は「『個人』の態度や意見の次元のものを“偏見”と定義し、それが具体的な行為・行動として発言したものを“差別”と規定することにします。」とし、「“差別”とは『十分な証拠なしに、ある人々を、異なったように扱う行動』」と定義できるでしょう。」と述べている。

中川喜代子『人権学習を創る 偏見と差別の社会心理学』

明石書店 1989年 p. 80～p. 81

- 23) 山口俊郎ら『子どもの生活世界のはじまり』ミネルヴァ書房

1984年 p. 28

- 24) 大場牧夫『新・幼稚園教育要領 環境』ひかりのくに 1990年 p. 27

- 25) 幼稚園教育要領 第1章 総則『幼稚園教育の基本』において「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行なうものであることを基本とする。」としている。幼稚園教育要領 1989年

- 26) 大場は環境による教育のポイントは「子どもの主体性の強調です。保育者が主導的に活動体系を提示することではなく、子どもの主導的な活動を軸にした園生活を構成することが重視されるようになってきた。」と述べている。
大場幸夫ら『保育講座 保育内容 環境』ミネルヴァ書房 1990年 p. 17
- 27) 武藤は「子どもにとっての広い意味での環境全体が教育的な意義を持っている。そういう点に注目し、環境を通して行なう教育と呼ぶならば、それはまさに教育の最も基本的な事項を指している。」と述べている。
武藤隆ら『保育講座 保育内容 入間関係』ミネルヴァ書房 1990年 p. 5
- 28) 奥田は「幼児は生活を通して周囲の環境に触れ、環境から刺激を受け、自ら興味を持って環境とかかわって活動を生み出し、活動を展開していくことによって充実感を味わい、さらに活動を発展させることを通して人間的に成長・発達していくものである。」と述べている。
奥田真丈ら『幼稚園教育要領の解説と展開』教育出版 1989年 p. 22
- 29) 田中は「幼児期は環境からの影響を大きく受ける時期であり、また、環境とのかかわりの中で得た体験が、心身の発達のために大切な要素となる。この際の『環境』とは『教師をはじめとした幼児に接する人々、かもし出す雰囲気、時間、空間などをさす。』と述べている。
田中未来『幼稚園教育はどう変わらるのか』明治図書出版 1989年 p. 102
- 30) 堀は「目の前にいる子どもに対して、どのような働きかけをしていけばよいのかと、いうさせまった問い合わせに答えるには今彼は何をしようとしているのか、ということを、ほかの子どもと比較しないその子独自のものとして明らかにすることからはじめざるをえないであろう」と述べている。
堀智晴ら『子どもの権利と幼児教育』川島書店 1976年 p. 165
- 31) 岸井は「幼児にとって、十分な発達を遂げるためのよい教育環境としての第一条件は、教師との信頼関係である」と述べている。
岸井勇雄『幼稚園教育要領の展開』明治図書 1989年 p. 106
- 32) 大場は「特定の人にしっかりと気持ちを結びつけることが子どもにとって発達の絶対条件である」と述べている。
大場牧夫『新・幼稚園教育要領 環境』ひかりのくに 1990年 p. 30
- 33) 武藤は、環境を通して行なう教育とは「保育者が子どもに愛情を持って接していて、子どもの気持ちに共感し、そのような共感、信頼関係が環境全体を貫いていることである」と述べている。武藤隆『保育講座 保育内容 人間関係』ミネルヴァ書房 1990年 p. 7

34) 田中は「『健常』や『障害』を、優劣の評価としてでなく、むしろそれぞれの『個性』として認め合う姿勢を、まだ偏見にとらわれない幼児期に身につけることは、双方の人間成長にとって大切なことである」と述べている。

田中未来『幼稚園教育はどう変わるのか』明治図書出版 1989年 p. 106

35) 倉橋惣三『倉橋惣三選集』フレーベル館 1965年 p. 133

36) 宮崎隆太郎『障害児とともに学ぶ』三一書房 1991年 p.163

＜障害を持つ幼児と幼稚園教育の在り方に関する一考察＞

A Study on the Kindergarten Education from the Viewpoint of the Nursery of Children with Handicapped.

＜保育関係者および保護者の面接調査を通して＞

—Through the interviews of Parents and People involved in the Nursery—

<資料1>

担当教員に関する問題			
幼稚園関係者	通園施設職員	保護者	その他障害児教育関係
<ul style="list-style-type: none"> ・多動児の場合、担任1人では無理 ・1クラスの人数が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任1人では目が行き届かない ・1クラスの人数が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに応じた加配を考慮してほしい ・1クラスの人数が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任1人では目が行き届かない ・1クラスの人数が多い
施設・設備・行政施策に関する問題			
幼稚園関係者	通園施設職員	保護者	その他障害児教育関係
<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園にとって適切な相談機関がない ・私立幼稚園に対する教育助成金だけでは加配教員を確保することができない ・障害児は基本的に公立幼稚園が責任を持つべきではないか ・教育と療育の連携がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・通園施設の役割の再考が必要 ・児童相談所に措置権があり障害の程度によって措置されている ・幼稚園の体制が今ままでは保育を受けたくても受けられない ・教育と療育の連携がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具が健常児中心に設置されている ・専門機関によって措置判断基準に違いがある ・幼稚園の体制が今までは保育を受けたくとも受けられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員配置ができていない ・私立幼稚園における障害児保育の実態把握ができていない ・私立機関にとって適切な相談機関がない ・私立幼稚園は障害児保育に関する対策を考える時期にきている
専門性に関する問題			
幼稚園関係者	通園施設職員	保護者	その他障害児教育関係
<ul style="list-style-type: none"> ・専門家がないことを関する不安がある ・専門家との連携がない ・かかわり方がわからず不安である ・研修の機会が少ない ・専門家がかかわると知的に発達するのではないか（素人に何ができるのか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家とのつながりがない ・障害児の母親への特別のfollowは必要 ・障害児の母親同士のつながりは必要 ・訓練が受けられない ・個別指導が受けられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特質が理解してもらえない ・専門家とのつながりがない ・身辺自立等遅々とした毎日の積み重ねを必要とする訓練は難しい ・障害児の母親同士のつながりがほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・園独自の責任において障害児を受け入れるべきである ・訓練が受けられない ・専門家がない ・個別指導が受けられない ・通級制度には限界がある
幼稚園教育の基本に関する問題			
幼稚園関係者	通園施設職員	保護者	その他障害児教育関係
<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育に参加しないことまたはさせることへの不安がある ・言動面における逸脱が大きい ・効果的に能力を伸ばすことができないのではないか ・集団に参加する意志がない幼児幼稚園に来る意義があるのか ・せっかく幼稚園にきたのだから集団に入ってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育への参加は負担が大きすぎるのではないか ・発達の保障が望めない場合がある ・障害児受け入れをあたりまえのこととしてとらえられていな 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育に参加しないことまたはさせることへの不安がある ・集団に入れないとで疎外感を味わった ・他児と比較し落胆することがあった ・ある程度の順応性が要求された 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事への参加は負担が大きすぎるのではないか ・設定保育への参加は負担が大きすぎるのではないか ・障害の程度や種類による向き不向きがある ・受け入れ体制に不安がある

〈資料2〉

障害を持つ児が幼稚園に在籍することの利点			
幼稚園関係者	保護者	通園施設職員	
<ul style="list-style-type: none"> ・みんなと一緒にいることに喜びを感じているようだ ・子どもどうしで認め合う気持ちができた ・できなかったことができるようになった ・～歳児だったらここまでできるという固定観念があったことに気づいた ・結果ではなく経験することが大切だと思うようになった 	<ul style="list-style-type: none"> ・どんな子どもが来てもなんとかなるという気持ちが今はある ・集団に入るだけが全てではないと思うようになつた（変化は見られなくても幼稚園にくる意義はある） ・もっとゆったり保育をしようと思うようになった ・平均的な子どもを見て保育していたことに気づいた 	<ul style="list-style-type: none"> ・他児から多くの刺激を受けたと思う ・近所のお友達ができた ・子どもどうしの間で伝えたい聞きたいという関係（コミュニケーション）ができた ・地域に理解者が増えた ・初め気になったことも次第に慣れてくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・おとの手は不足であるが、その代わり子どもの目がある

〈資料3〉

今後の障害児保育に対する提言・その他			
幼稚園関係者	保護者	通園施設職員	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所に措置権がある ・通園施設をなくせばよいというのではない ・今後施設は1訓練所としての役割を果たしていくであろう ・今後施設は低年齢化していくであろう ・今後施設は地域のセンター化していくであろう ・幼稚園の現状は不首尾であるがそれが整ってからというのでは無理 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前通園施設は障害認知の場であった ・以前施設では職員と保護者の関係が強かつたが今は人権という見えない壁があり保護者にとってはなぜここ（施設）なのかという意識がある ・今は常識が多様化している ・施設職員の専門性は施設に来てから培ったものである <ul style="list-style-type: none"> ・最後は保護者の判断である 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園が今までに行きたくても行けない状況である ・専門家といわれる人々の意見が異なる ・親身になって相談にのってくれる相談機関がほしい（児相や病院はケースが多くなる） ・施設に行くことは「障害児」というレッテルを貼られたようなものである ・施設は保護者の配慮に欠ける言動がある ・幼稚園の1クラスの人数を減らすべきだ 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の内容によっては、幼稚園での生活は合わない場合がある ・通園施設の目的は障害の軽減である ・今後施設は1訓練所としての役割を果たしていくであろう ・施設職員の専門性は施設に来てから培ったものである ・幼稚園の1クラスの人数を減らすべきだ